

運輸安全マネジメント評価に係る 基本的な方針の改正について

今般の審議に至る経緯

運輸安全マネジメント制度は、平成17年のJR西日本 福知山線脱線事故をはじめとするヒューマンエラーに起因するとみられる事故の多発を受け、鉄道事業法等の改正により、**平成18年に全交通モードに対して導入**された。

当該制度は、運輸事業者に対し、**経営トップ主導による経営トップから現場までが一丸となった安全管理体制の構築**を求めるものであり、その実施状況については、国等が**運輸安全マネジメント評価により確認**することとし、この運輸安全マネジメント評価を適正に実施するため、**基本的な方針**を定めている。

この基本的な方針については、前回の改正（平成29年7月）において、「**施行後5年を経過した時点**において、本方針の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて**必要な措置を講ずる**ものとする。」とされている。

このため、今般、**公共交通をとりまく昨今の状況等を勘案して、当該基本方針を改正**することとし、その改正案を**運輸審議会に諮問**するものである。

運輸安全マネジメント制度の概要

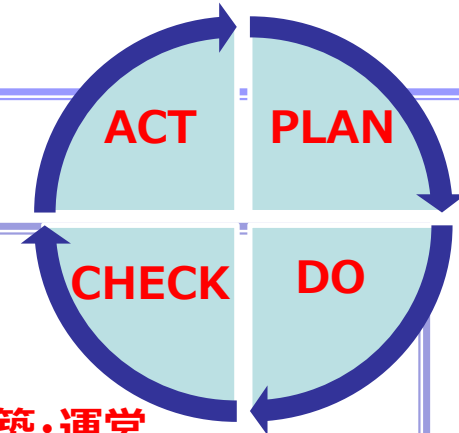
運輸安全マネジメント制度の内容

運輸事業者

- ◆ 各事業法に基づき、以下の義務づけ
 - ① **安全管理規程の作成**
 - ② **安全統括管理者（役員以上）の選任**
- ◆ 経営トップのリーダーシップの下、**自主的な安全管理体制を構築・運営**

<安全管理体制の主な内容>

- ① **安全方針の策定・周知** ② **安全重点施策の策定、見直し** ③ **教育・訓練の実施**
など、**全14項目**にわたる。

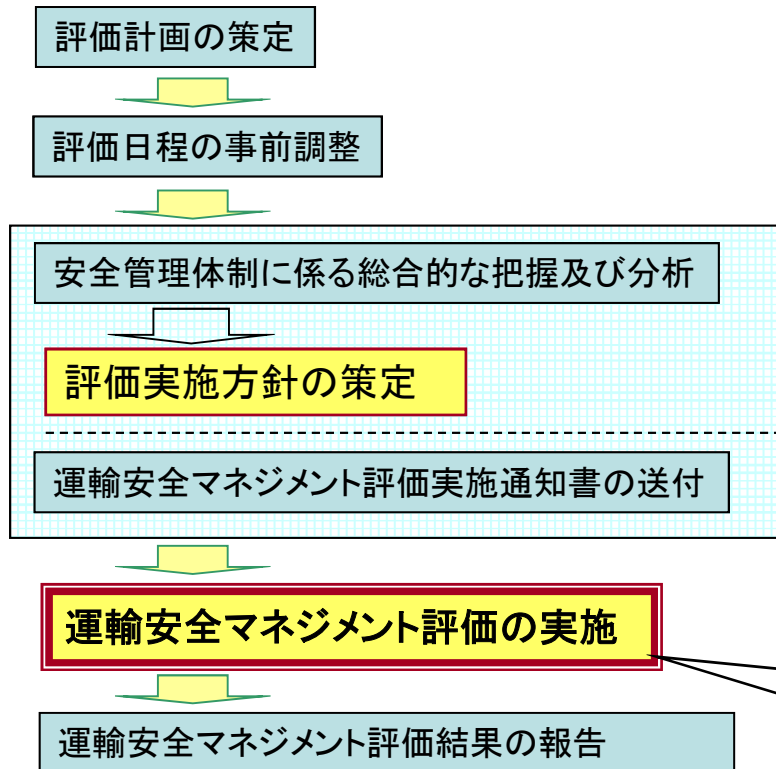


国土交通省

評価
啓発

- ◆ **運輸安全マネジメント評価**
本省・地方運輸局の評価チームが事業者に赴き、輸送の安全に関する取組状況を確認し、継続的改善に向けて評価を実施
- ◆ **セミナー、シンポジウムの実施**
全国各地で中小事業者を中心に普及・啓発を実施し、事業者の自主的な取組みを促進

運輸安全マネジメント評価の全体の流れ



運輸安全マネジメント評価の実施の様子

- 実施期間：2～3日間で実施
- 場 所：事業者の本社等
- 作業内容：経営トップほか経営管理部門へのインタビューと書類の確認
- 評価指針：運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドラインなど

<運輸安全マネジメント評価日程例>
～ 2日間の場合 ～

1 日 目	10:00	オープニングミーティング
	10:30	経営トップインタビュー
	13:00	安全統括管理者インタビュー
	14:30	安全推進室長インタビュー
	15:30	監査部長インタビュー
	17:00	初日終了

2 日 目	09:00	文書・記録類確認
	10:00	評価担当者打合せ
	16:30	クロージングミーティング(報告書提示)
	17:00	評価終了

改正のポイント①

自然災害への対応を評価において重点的に確認

自然災害が頻発化・激甚化する中で、事業者の自然災害への対応能力向上の確保は喫緊の課題となっており、令和2年7月に「運輸防災マネジメント指針」を策定したところである。今後、国土交通省において必要な体制を整備しつつ、**自然災害への対応について運輸安全マネジメント評価において重点的に確認**する。

経緯・概要

◆趣旨

従来の運輸安全マネジメント制度では、主としてヒューマンエラーに起因した事故の防止を目的としてきたが、近年の自然災害の激甚化に伴い、運輸事業における災害対応力の向上が重要になっていることから、令和2年7月より自然災害に起因する事故の防止についても対象としている。

◆具体的な推進施策

- 大雨による新幹線やバスの水没、鉄道障害に伴う滞留者の発生等、多数の自然災害が発生していることを踏まえ、令和2年7月に「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」及び「**運輸防災マネジメント指針**」を作成・公表。
- 運輸安全マネジメント評価の際には、この指針に従い、**運輸事業者の災害への対応に関する取組状況を聴取し、改善に向けた評価を実施**（令和2年7月以降試行的に実施。令和2年度、3年度は緊急事態宣言の影響により実施回数が大幅に減少したため、令和4年度から本格実施）。このほか、**セミナーやシンポジウムを実施**し、防災意識の啓発や取組を促進。

改正のポイント②

テロ等への対応を評価において確認するための手法を整備

運輸事業者におけるテロへの対応について、ハード・ソフトの対策の現状や先進事例の情報収集等を行い、集約した知見を共有し、その**対応が求められる事業者を中心に評価を実施**する。また、**感染症への対応についても、効果的な手法を検討し評価を実施**する。

経緯・概要

【テロへの対応】

令和3年10月の京王線車内傷害事件等の発生により、運輸事業者におけるテロへの対応力向上が課題となっていることから、**運輸マネジメント評価におけるテロ対策の確認、セミナー・シンポジウム等による中小運輸事業者へのテロ対策の普及・啓発の推進**により、運輸事業者におけるテロ対策に係る安全管理体制の構築・実践を促進する。

【感染症への対応】

運輸事業者において、各協会が作成した感染拡大予防ガイドラインに基づき各種感染症対策が行われていることが運輸安全マネジメント評価にて確認されており、**対策の取組事例について情報収集**を継続的に実施しつつ、**評価時における必要な確認事項や周知・啓発すべき事項を整理**する。

改正のポイント③

中小規模事業者への浸透

中小規模事業者に対して、「**第三者認定機関**」による評価や**認定セミナーの活用**を引き続き促進するほか、**オンラインを活用した普及啓発**にも取り組むなど、**中小規模事業者への運輸安全マネジメントのさらなる浸透を図る。**

第三者認定機関の活用

運輸安全マネジメント評価

- 民間機関等の活力とノウハウを活用して中小自動車運送事業者に対する運輸安全マネジメント制度の効率的な浸透・定着を図るため、第三者認定機関等が実施するマネジメント評価を認定する仕組みを平成21年10月に構築。

認定セミナー制度

- 民間機関等の活力とノウハウを活用して中小自動車運送事業者に対する運輸安全マネジメントのさらなる浸透・定着を図るため、民間機関等が実施するセミナーを認定する仕組み（認定セミナー制度）を平成25年7月に構築。

【セミナーの種類】

- ガイドライン
- リスク管理（基礎）
- 内部監査（基礎）
- リスク管理（上級）
- 内部監査（上級）
- 防災マネジメントセミナー

改正のポイント④

安全統括管理者の活動の支援

運輸事業者における安全管理体制の構築においては、事業者が選任する安全統括管理者の役割が極めて重要であり、安全統括管理者の社内外における活動を円滑化することが必要である。

このため、平成29年度から本省主催で開催している**安全統括管理者会議（安統管フォーラム）**を**今後も引き続き開催**し、安全管理に関する有益な情報の共有を促進するとともに、今後、より多くの事業者の参加を促すため、**地方運輸局においても実施**することとする。

また、中小規模事業者や評価の立入頻度の低い事業者の安全統括管理者に対しては、**オンラインを活用した有益な情報の共有、適時・適切な助言等**の新たな取り組みを実施する。

安統管フォーラム開催実績

【本省開催】

第1回：平成29年10月16日	会場：三田共用会議所
第2回：平成30年9月25日	会場：3号館10階会議室
第3回：令和元年10月18日	会場：3号館10階会議室
第4回：令和2年10月12日	会場：3号館10階会議室
第5回：令和3年11月16日	会場：3号館10階会議室
第6回：令和4年11月22日	会場：3号館10階会議室

【地方開催】

第1回：安統管フォーラムin大阪	平成31年2月12日
第2回：安統管フォーラムin中部	令和2年2月12日
第3回：安統管フォーラムin九州	令和4年6月3日



【安統管フォーラムの様子】

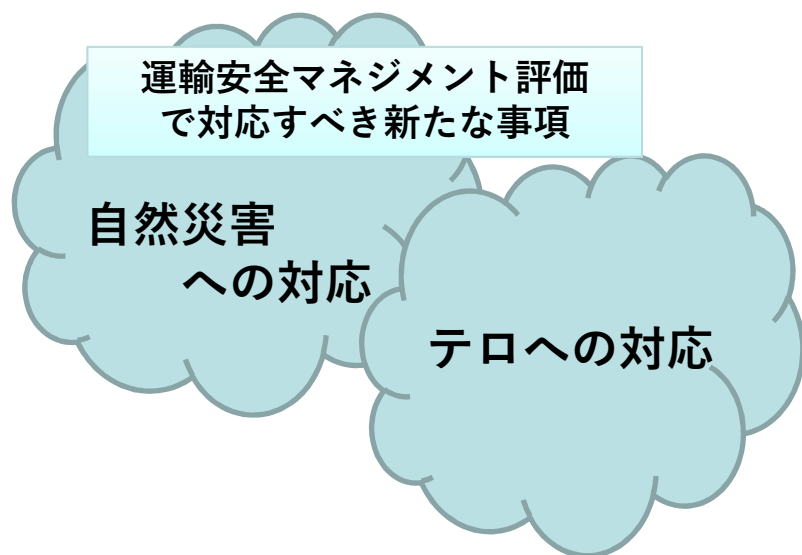
改正のポイント⑤

運輸安全マネジメント評価実施体制の強化

運輸事業者を取り巻く状況は常に変化しており、運輸安全マネジメントにおいても自然災害やテロへの対応を含めることとしており、運輸安全マネジメント評価を実施する運輸安全調査官も、求められる技量が、多様化、高度化している。

このため、**運輸安全調査官の分析力、提案力の向上を図るために、人材育成の強化や、データベース整備等による効果的な評価のための基盤強化**を図る。

また、本省と地方運輸局等の合同評価・研修の実施等による評価に関する知見・要領の技術移転等を通じて、**地方運輸局における、自然災害等の新たな事柄についての運輸安全マネジメント評価の実施体制を強化**する。



評価実施体制の向上

- 外部機関との連携等による人材育成強化
- 評価事例を類型化したデータベース作成による基盤強化
- 地方運輸局等と本省の合同評価、研修等による地方運輸局へのノウハウ・知見の付与等の技量向上

改正のポイント⑥

過去の評価結果を踏まえた運輸事業者への評価・助言

過去の評価から、多くの運輸事業者において「**事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用**」、「**内部監査**」、「**マネジメントレビュー**」について、未だ改善の余地が大きいことが明らかになったことから、これらの取組がなされているかについて**確認を重点的に行い、必要に応じ、更なる改善等に向けたきめ細かな助言**を行う。

具体的な対応

- ・「事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用」を促進するため、**事故リスク管理要員の技量向上のための必要な教育・訓練の実施**及び、当該要員の力量の**定期的な把握・検証、事故のリスク管理方法や教育・訓練などの見直し・改善**について重点的な確認・助言を行う。
- ・「内部監査」を促進するため、**運輸事業者のレベルに応じた取り組みやすい内部監査手法**の普及・啓発を行う。
- ・「マネジメントレビュー」を促進するため、**マネジメントレビューの取組の具体的手法**とその**結果を活用した安全重点施策の策定・検証手法等**の普及・啓発を行う。

改正のポイント⑦

小規模な海運事業者に対する運輸安全マネジメントの推進

令和4年4月の知床遊覧船事故を受け、小規模な海運事業者に対してハード・ソフトの規制強化のみならず、事業者の安全意識の向上が急務となっている。

このため、**小規模な海運事業者(約5,000者)に対して運輸安全マネジメントの重要性を個別に啓発する取り組みを強化**するとともに、特に、**小型旅客船不定期航路事業者(272者)について、事業者に即した評価手法により、今後概ね5年間を目途に、運輸安全マネジメント評価を実施**する。

知床遊覧船事故

※ 小型旅客船不定期航路事業者：小型旅客船を用いて平水区域以外の水域において人の運送をする不定期航路事業を営む者

- 令和4年4月23日、北海道知床沖航行中の観光船「KAZU I」が沈没し、乗船者26名の内、20名発見・死亡確認、6名が行方不明（11月1日時点）。
- 当該観光船を運営する（有）知床遊覧船は、4名で運営する小規模な運輸事業者であり、北海道運輸局による監査において、安全性が確保されているとは到底考えられない経営実態が判明。



事故を起こした事業者の状況

- 運航管理者に選任された社長が資格要件を満たしていない。
- 天候の悪化が予報される中、安全管理規程に反して発航。
- 船舶からの定期連絡を怠り、受けるべき者も事務所に不在。



旅客運送事業者として安全意識・安全管理体制が十分とは言いがたい状況。

**小規模な海運事業者への
運輸安全マネジメントの
推進が急務**

※ 知床遊覧船事故対策検討委員会 中間とりまとめにおいても、「小型旅客船事業者に対する運輸安全マネジメントを強化」とされている。

運輸審議会スケジュール(案)

	令和4年		令和5年			
	12月		1月	2月	3月	4月
運輸審議会	<p>諮問</p> <p>第一回運輸審議会 (プレス予定日…12月8日)</p>			調	<p>第二回運輸審議会 (予定日…3月2日)</p> <p>→</p> <p>答申 (予定日…3月23日)</p>	適用
確保部会	→		<p>第一回部会 (予定日…1月13日)</p> <p>→</p> <p>第二回部会 (予定日…2月7日)</p>	整		